

ID: 429

担当部署: 建設水道部 都市整備課 管理係

処分の概要	原状回復命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市普通河川管理条例 第12条第2項		
例 規 番 号	平成18年条例第194号		
【根拠条文】 (原状回復命令等) 第12条 この条例の規定による許可又は承認を受けた者は、その行為を廃止したときは、速やかに、その旨を普通河川管理者に届け出なければならない。 2 普通河川管理者は、前項の届出があった場合において普通河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、普通河川を原状に回復し、その他必要な措置をとることを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	年 月 日